平成２９年（フ）第４２６９号
東京都練馬区南大泉３丁目18―20　ハイブリジ南大泉Ａ―101
債務者　谷山　義和
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２８５号
東京都足立区千住曙町５―２―201
債務者　安田　晴彦
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２８７号
東京都江東区白河３丁目６―２―501
債務者　山田　慶一
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２８９号
東京都豊島区東池袋２丁目35―３　美鈴荘201号、住民票上の住所東京都豊島区東池袋２丁目35―３　美鈴荘
債務者　土屋　彌生
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２９０号
東京都江東区東雲１丁目９―15―708
債務者　大城　雅史
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２９４号
東京都板橋区加賀２丁目18―３　サンライズガーデン加賀Ｂ―103
債務者　岩村　良信
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４３０２号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西７丁目22―12
債務者　猿橋　龍生
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１６１号
神奈川県藤沢市川名181番地の18　Ｂ―1307
債務者　嶋田　勇人
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１７１号
神奈川県海老名市杉久保北５丁目12番６―102号
債務者　東原　雅文
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月23日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２７２号
東京都葛飾区水元５丁目８―５―102
債務者　野村　哲夫
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２８６号
東京都足立区小台２丁目40―12―201
債務者　宍戸　　隆
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１６０号
横浜市旭区今宿西町356番地１　フレグランス今宿西201号室
債務者　甲木　秀明
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１６７号
横浜市泉区中田町2761番地２
債務者　野崎　里香
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１６８号
横浜市瀬谷区瀬谷１丁目５番地７　くりの木はうす壱番館202
債務者　濱長　梨香（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部